

発 監 第 1 6 号  
令和4年1月20日

北栄町長 手嶋 俊樹 様  
北栄町議会議長 津川 俊仁 様  
北栄町教育委員会教育長 別本 勝美 様  
北栄町農業委員会会長 永田 恭彦 様

北栄町監査委員 森 耕 生

北栄町監査委員 秋 山 修

#### 令和3年度第2回定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果を、同条第9項の規定により報告します。

#### 記

1 監査期間 令和3年11月15日（月）～30日（火）

2 監査対象 全 課

#### 3 監査概要

（1）令和2年度補助金状況について

各課から状況調書等を提出させ、担当課長等から聴取。

（2）工事状況について

各課から状況調書等を提出させ、担当課長等から聴取。

（3）現地確認

施設等に立ち入って現地の状況確認を実施。

## 4 監査意見

### (1) 補助金状況について

監査の結果、おおむね良好に処理されていた。

補助金等については、地方自治法第 232 条の 2 に「公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定されている。

本町においても、公益的な観点から補助金等を交付しており、施策推進のために重要な役割を担っているが、補助金等は町税をはじめとする貴重な財源で賄われていることから、交付の目的に沿って適正に執行されなければならない。

そこで、補助金等の交付の手続が適正に行われているか、補助金等が目的に沿って適切に執行されているか等を検証し、公正で効果的かつ効率的な補助金等の交付事務に資することを目的として監査を実施した。

### (2) 工事状況について

入札及び契約関係書等を調査した結果、事務処理は適正であった。

また、設計や施工管理等の工事関係書類の調査、工事現場における施工状況の調査の結果も、おおむね適正であると認められた。

### (3) 現地確認

現金の実際有高と帳簿残高を突合し、残高相違がないことを確認した。

また、帳簿の備え付け状況、現金の保管状況を確認し、適正に管理されていることを確認した。

### (4) その他

#### ①出納室のセキュリティ管理について

現地確認で出納室を訪れたが、入り口の扉が常にかかれ、誰でも出入りできる状態であった。

新型コロナウイルス感染予防のためのやむを得ない状況であるが、現金保管場所であることを考えると、日常的な安全対策に努められたい。

#### ②所得税法（住民税）の障害者控除について

所得税法上、介護保険法の介護認定を受けた方で市町村長等の認定を受けた方は、障害者控除の対象となると規定されている。

担当課長に聞き取りしたところ、町長の認定を受けた方はわずか数人のみであることから、制度が周知徹底されているとは言い難く、更なる広報に努められたい。

以上